

決議案第1号

令和6年9月2日

鶴ヶ島市議会議長 大野洋子様

提出者	鶴ヶ島市議会議員	山中基充
賛成者	鶴ヶ島市議会議員	小川茂
同	同	太田忠芳
同	同	小林ひとみ
同	同	出雲敏太郎
同	同	内野嘉広
同	同	高橋劍二
同	同	大曾根英明

財産の取得の追認議案に係る再発防止を求める決議

上記の決議を別紙のとおり、鶴ヶ島市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

提案理由

議案第61号から議案第64号までの議案に係る財産の取得については、本来、地方自治法、同法施行令、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決が必要であるにもかかわらず、議決を経ず財産を取得したものであり、法令上瑕疵ある契約であると言わざるを得ないことから、再発防止を求めるため、本決議案を提出するものである。

財産の取得の追認議案に係る再発防止を求める決議

地方自治法、同法施行令、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づく契約に関する議会の議決については、長が有する契約締結権を行使する前提条件であるとされている。

したがって、議会に対して追認を求める契約締結については、議会の重要な権限である「議決権」をないがしろにしたものであり、違法な契約であると言わざるを得ない。

法令遵守が強く求められているなか、起こるはずのない事案が判明したことに関して、市長に対し猛省を促すものである。

市議会としては、法令上瑕疵ある契約となっている事態は看過できず、苦渋の判断としてこれを認めざるを得ないが、二度とこのようなことを起こさないために、契約事務のチェック機能の見直しなどを行い、再発防止を強く求めるものである。

以上、決議する。

令和6年9月2日

鶴ヶ島市議会